

熊本県知事 蒲島 郁夫 様

熊本県情報公開・個人情報保護審議会
会長 馬場



個人情報の保護に関する法律の改正等に伴う個人情報保護制度に係る対応について(答申)

令和4年(2022年)6月9日付け県情文第75号で諮問があったこのことについて、下記のとおり答申します。

記

個人情報の保護に関する法律(以下「法」という。)の改正等に伴う個人情報保護制度に係る対応の方向性(別紙)について、適当と認められる。

なお、別紙2(2)及び(3)については、審議会における審議を踏まえ、実施機関により方向性の修正が行われたものである。

また、別紙2(1)に関連して、以下のとおり意見を述べる。

【意見】(別紙2(1)「条例要配慮個人情報の規定について」)

法第2条第3項では、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報を「要配慮個人情報」と定義している。

また、法第60条第5項では、要配慮個人情報を除き、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する個人情報がある場合には、必要に応じて当該個人情報を「条例要配慮個人情報」として条例で定めることができるとされている。

地域の特性として、本県では、水俣病やハンセン病に関する誤った知識等により、個人に対する不当な差別や偏見がもたらされるなどの問題が存在し、今もなお、その解消に向けた取組みが続けられている。そのため、水俣病やハンセン病に関する個人情報は、それが不適切に取り扱われた場合、個人に対してより大きな不利益を生じさせ得るものであり、個人情報の中でも、特に取扱いに配慮を要するものと言うべきである。

病歴はもともと「要配慮個人情報」に該当するため、病歴の一つである水俣病やハンセン病に関する個人情報を重ねて「条例要配慮個人情報」に定めることはできないということではあるが、前述の水俣病やハンセン病に関する個人情報の要保護性及び本県の特性に鑑み、実施機関においては、これらの個人情報について引き続き適切な保護が確保されるよう格別の配慮をもって制度の運用を図るべきである。